

平成25年(ワ)第1992号 損害賠償請求事件

平成26年(ワ)第422号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第517号 損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外90名

被 告 国、東京電力株式会社

## 準備書面 20

(放射線と健康影響に関する科学的知見及び放射線防護の考え方について)

平成28年2月3日

神戸地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 古殿宣敬

同 辰巳裕規

同 八木和也

同 曾我智史

同 吉江仁子

同 坂本知可

同 野田倫子

同 中山泰誠

同 大田悠記

同 清田美夏



ほか

## 目 次

第1 はじめに .....	1
第2 放射線と健康影響に関する科学的知見 .....	2
1 はじめに .....	2
2 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループと同報告書の概要 .....	2
(1) 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの概要 .....	2
ア 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループとは .....	2
イ WGの構成員 .....	3
ウ 審議方法 .....	3
(2) WG報告書と区域再編 .....	4
ア WG報告書と区域再編 .....	4
イ 区域再編は「参考レベル」の問題であり、「限度」の問題ではない .....	4
(3) WG報告書の概要 .....	6
ア WG報告書の構成 .....	6
イ ワーキンググループ開催の趣旨等 .....	6
ウ 科学的知見と国際的合意 .....	7
(ア) 「2. 1 現在の科学でわかっている健康影響」 .....	7
(イ) 「2. 2 放射線による健康リスクの考え方」 .....	9
(ウ) 「2. 3 ICRPの「参考レベル」」 .....	9
(エ) 「2. 4 放射線防護の実践」 .....	10
エ 福島の現状に対する評価と今後の対応の方向性 .....	10
オ WG報告書における「まとめ」 .....	11
3 被告東京電力の主張に対する反論 .....	12
(1) WGの設置目的 .....	12
(2) WGの構成員の偏り .....	15

(3) WG報告書の記載内容における問題点.....	18
ア　WG報告書は議事内容を正確に反映していないものであること.....	18
(ア) はじめに .....	18
(イ) 低線量被ばくにつき危険性がないかのような説明がなされていること .....	19
イ　議論の前提となる I C R P の勧告、特に現存被ばく状況について正確な説明がなされていなかったこと .....	23
ウ　被告東京電力による偏頗的ないし不正確な科学的知見の挙げ方 .....	25
(ア) L N T 仮説と統計学的証明 .....	25
(イ) 低線量被ばくによる影響の度合い .....	26
(ウ) 広島・長崎やチェルノブイリの調査.....	27
(エ) 年齢層の違いによる発がんリスクの差.....	27
(オ) 放射線リスクと他の生活習慣リスクとの比較 .....	28
エ　WG報告書を根拠とする不正確な指摘.....	28
4 小括.....	28
 第3 放射線防護の考え方 .....	28
1 はじめに.....	28
(1) 被告東京電力の主張に対する反論の概要.....	28
(2) 2007年勧告は国内法に導入されていないこと .....	29
(3) 自ら事故を招いた被告東京電力が、事故時には線量限度を超える被ばくも許容されるかのごとく態度をとることは許されないこと .....	30
2 I C R P の勧告する放射線防護 .....	30
(1) 放射線防護の目的 .....	30
(2) I C R P 1990勧告の内容・考え方 .....	31
ア　放射線防護体系における「行為」と「介入」 .....	31
イ　「行為」と「介入」に対する防護体系の区別.....	32
ウ　I C R P 1990年勧告における線量限度 .....	33

(3) I C R P 2 0 0 7 年勧告の概要.....	34
ア 被ばく状況を重視した手法への移行 .....	35
イ I C R P 2 0 0 7 年における「行為」と「対策」 .....	35
ウ I C R P 2 0 0 7 勧告における被ばく状況 .....	36
エ 放射線防護の原則 .....	36
オ 正当化の原則における 2 つの異なるアプローチの明確化.....	37
カ 線量限度・線量拘束値と参考レベル .....	38
3 緊急被ばく状況・現存被ばく状況においても線量限度を超える公衆被ばくは容認されないこと .....	41
4 参考レベルは対策の問題であり、公衆被ばく線量限度の問題ではないこと .....	41
(1) 線量限度・線量拘束値と参考レベルは適用状況も機能も異なること .....	41
(2) 参考レベルは放射線被ばくを減少させる対策を探る際の優先的防護措置実施の目安にすぎないこと .....	42
(3) 政府も「防護措置を実施するためのあくまで『目安線量』と説明していること .....	43
(4) 「許容を認めるみたいな形で書かれてしまったというのは残念」という原子力安全監の説明について .....	44
(5) 小括 .....	44
5 まとめ .....	44
第 4 結語 .....	45

## 第1 はじめに

- 1 本書面は、平成27年9月10日付被告東京電力共通準備書面(5)における被告東京電力の主張に対する反論として、まず放射線の健康影響に関する科学的知見及び放射線防護の考え方についての主張を行うことを目的とする。
- 2 まず、被告東京電力は、100ミリシーベルト以下の被ばくによる健康影響については、他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいとするのが国際的にも合意された科学的知見であり、本件事故における避難基準である年間20ミリシーベルトの被ばくのリスクは、他の発がん要因によるリスクよりも十分低い水準にあるとする。

しかし、その主たる根拠とする低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書は、かかる内容を含むものではない。

以下においては、同報告書において、年間20ミリシーベルトが認められている事実は、原告が避難を行うことが相当かどうかを判断するにあたっては何ら関係のない事実であることを明らかにする。
- 3 また、被告東京電力は、国際的な放射線防護の考え方によれば、事故時等においては、100ミリシーベルト以下の水準において線量管理を行うことが許されるとする。

しかし、国内法における公衆被ばく線量限度は年間1ミリシーベルトであり、ICRP2007年勧告により、年間1ミリシーベルトを超える被ばくが許容されるわけではない。以下、ICRP2007年勧告に言う「参考レベル」の意味を明らかにし、参考レベルに基づく放射線防護対策等が正当なものであるかどうかは、原告の避難の相当性判断に關係のない事実であることを明らかにする。

## 第2 放射線と健康影響に関する科学的知見

### 1 はじめに

被告東京電力は、「放射線と健康影響に関する科学的知見」（10頁以下）について、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書（以下「WG報告書」という。）、放射線影響協会の見解及び経済産業省の説明資料の3つを挙げ、「低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされて」いることが国際的に合意された科学的知見であるなどと主張する。

しかし、前記低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）、放射線影響協会、経済産業省相互の関係をみれば、WGの共同主査である長瀧重信は放射線影響協会の元理事長であり、経済産業省の説明資料（平成25年3月付）もWG報告書に依拠して作られている。そのため、これら3つの組織の見解は、出所の同じ情報の使いまわしに過ぎない。

被告東京電力は、WG報告書を根拠として、「科学的知見」「国際的合意」などと抽象的に論じるが、そもそもWG報告書はこれらの根拠とはなりえない、極めて問題点の多い報告書である。

以下、WG及びWG報告書の概要に触れた上で、WG報告書及びこれに基づく被告東京電力の主張の問題点について述べる。

### 2 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループと同報告書の概要

#### （1）低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの概要

##### ア 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループとは

低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（WG）は、2011（平成23）年11月、放射性物質汚染対策顧問会議（平成23年8月25日内閣官房長官決済により設置。以下「顧問会議」という。）の下

に設置されたものである。

設置の趣旨について、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」(WG報告書)では、

「東電福島第一原発事故による放射線物質汚染対策において、低線量被ばくのリスク管理を今後は一層、適切に行っていくことが求められる。そのためには、国際機関等により示されている最新の科学的知見やこれまでの対策に係る評価を十分踏まえるとともに、現場で被災者が直面する課題を明確にして対応することが必要である。このような観点から、細野豪志原発事故の収束及び再発防止担当大臣の要請に基づき、国内外の科学的知見や評価の整理、現場の課題の抽出、今後の対応の方向性の検討を行う場」

として設置したものと説明されている(甲E共61・1頁)

#### イ WGの構成員

WGの構成員は、顧問会議座長が指名し、顧問会議座長の氏名により主査をおくこととされた(甲E共62・低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ(内閣官房ホームページ))。

顧問会議座長は、原子力委員会委員長でもある近藤駿介(東京大学名誉教授)であった。近藤駿介が指名した構成員が合計9名で、うち6名が顧問会議の構成員からの指名であった。

主査には、長瀧重信と前川和彦が、共同主査として指名された。

#### ウ 審議方法

ワーキンググループは、2011(平成23)年11月9日から同年12月15日にかけて、合計8回開催された(組織としての「WG」と、会議としての「ワーキンググループ」とを区別し、会議を指す場合には、以下では「ワーキンググループ」とカタカナ表記することとする。)。

ワーキンググループには、WG構成員の他、政府側出席者として、細野

豪志環境大臣兼原発事故の収束及び再発防止担当大臣らが出席した（甲E共61・24頁。いずれも当時の役職）。

第1回から第7回までのワーキンググループでは、毎回2名の説明者からの発表と質疑応答が行われ、第8回ワーキンググループではとりまとめが行われた。

そして、WGは、同年12月22日、WG報告書（甲E共61）を作成した。

## （2）WG報告書と区域再編

### ア WG報告書と区域再編

WG報告書が作成された4日後の同月26日、原子力災害対策本部は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（甲E共63）を発表した。

この発表の中で、原子力災害対策本部は、

「この度の区域見直しの検討に当たっては、年間20ミリシーベルトの被ばくリスクについては様々な議論があったことから、内閣官房に設置されている放射性物質汚染対策顧問会議の下に『低線量被ばくのリスクに関するワーキンググループ』を設け、オープンな形で国内外の幅広い有識者に意見を表明していただくとともに、低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理、現場からの課題抽出などを行った。」

としている（甲E共63・3頁）。

すなわち、WGないしWG報告書は、政府による区域再編を念頭において、設置ないし作成されたものであった。

イ 区域再編は「参考レベル」の問題であり、「限度」の問題ではない  
WG報告書の概要については、次項で述べるが、これに先立って、区域再編は『参考レベル』に依拠した政治決断の問題であり、低線量被ばくの

危険性ないし安全性や、被ばく線量限度とはまったく別の問題であることを指摘しておく。

低線量被ばくの放射線リスク、すなわち放射線による有害性発現可能性については、しきい値のないLNT仮説が採用されている（甲E共61・8頁）。すなわち、低線量被ばくについて、これ以下であれば安全であるという境界はないというのが、国際的に採用されている考え方である（甲A2の1・政府事故調中間報告書・402頁）。

このLNT仮説を前提として、

「ある一定期間に受ける線量がそのレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施し、そのレベルより低い被ばく線量を目指すために利用する」

ものが、ICRPのいう「参考レベル」である（甲E共61・10頁）。区域設定ないし区域再編に即していえば、どのレベルの線量を超える人ないし地域に対して、強制避難や居住禁止という強制的防護措置を実施するかという問題である。除染に即していえば、どのレベルの線量を超える地域をまずは優先的に除染を実施するか、そして、除染によって達成目標として線量低減が実現すれば、次はどのレベルの線量地域を優先的に除染するか、という問題である。

このように区域設定ないし区域再編における線量の問題は、あくまで『参考レベル』に依拠した政治決断の問題である。この参考レベルの概念は、  
「被ばくの“限度”を示したものではない。また、“安全”と“危険”的境界を意味するものでは決してない」

とWG報告書においても明確に説明されている（甲E共61・10頁）

以下、WG報告書の概要を説明するが、WG報告書の理解ないし評価においては、「参考レベル」、「リスク」、「安全」ないし「危険」、「限度」といった概念を、混同することなく区別しておくべきである。

### (3) WG報告書の概要

#### ア WG報告書の構成

WG報告書は、大きく分けて、次の4つの項目から構成されている。

- 「1 ワーキンググループ開催の趣旨等」
- 「2 科学的知見と国際的合意」
- 「3 福島の現状に対する評価と今後の対応の方向性」
- 「4 まとめ」

それぞれの項目における概要は、以下のとおりである。

#### イ ワーキンググループ開催の趣旨等

WG報告書は、まず、WG開催の趣旨について、上記(1)アで引用したとおり述べた上で、具体的課題として、次の3点について、WGが科学的見地からの見解を求められたとしている(甲E共61・1~3頁)。

「1) 第一に、現在、避難指示の基準となっている年間20ミリシーベルトという低線量被ばくについて、その健康影響をどのように考えること。」

政府は年間20ミリシーベルトを一つの基準として、避難指示を判断してきた。この年間20ミリシーベルトという基準について、健康影響という観点からどのように評価できるのか。

2) 第二は、放射線の影響を受けやすいと考えられている子どもや妊婦に対して、どのような配慮が必要なのか、……子どもや妊婦に対する対応について見解を示すこと。

3) 第三に、東電福島第一原発事故の発災以来、政府の災害時のリスクコミュニケーションにはとくに批判が多い。今後、避難されている方々がふるさとに帰還されるに当たって、低線量被ばくの健康リスクに関する放射線物質や線量の情報をいかに適切に伝えるかについて見解を示すこと。」

## ウ 科学的知見と国際的合意

### (ア) 「2. 1 現在の科学でわかっている健康影響」

#### ①低線量被ばくのリスク

WG報告書では、短時間における低線量被ばくによる健康影響に関する科学的知見について、

「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。」

とする。また、

「一方、被ばくしてから発がんまでには長期間を要する。したがって、100ミリシーベルト以下の被ばくであっても、微量で持続的な被ばくがある場合、より長期間が経過した状況で発がんリスクが明らかになる可能性があるとの意見もあった。」

ともする。そして、

「いずれにせよ、徹底した除染を含め予防的に様々な対策をとることが必要である」

としている（甲E共61・4頁）。

#### ②長期にわたる被ばくの健康影響

他方、長期にわたる被ばくについては、

「低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている（これを線量率効果という。）。「東電福島第一原発事故により環境中に放出

された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。」  
とする（甲E共61・4～5頁）。

### ③外部被ばくと内部被ばくの違い

外部被ばくと内部被ばくについては、  
「内部被ばくは外部被ばくよりも人体への影響が大きいという主張がある。しかし、放射性物質が身体の外部にあっても内部にあっても、それが発する放射線がDNAを損傷し、損傷を受けたDNAの修復過程での突然変異が、がん発生の原因となる。そのため、臓器に付与される等価線量が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは同等と評価できる」

とする。ただし、欄外には、小さな字で、  
「放射線の感受性を定めるに当たっては、性と年齢について平均化して検討している。そのため、実際のリスク値は、子どもの方が高い等の変動を含みうる。」

と注釈をついている（甲E共61・5頁）。

### ④子ども・胎児への影響

子ども・胎児への影響については、  
「一般に、発がんの相対リスクは若年ほど高くなる傾向がある。小児期・思春期までは高線量被ばくによる発がんのリスクは成人と比較してより高い。しかし、低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかではない。他方、原爆による胎児被爆者の研究からは、成人期に発症するがんについての胎児被ばくのリスクは小児被ばくと同等あるいはそれよりも低いことが示唆されている」

としている（甲E共61・7頁）。

（イ）「2. 2 放射線による健康リスクの考え方」

WG報告は、

「放射線のリスクとは、その有害性が発言する可能性を表す尺度である。“安全”的対義語や単なる“危険”を意味するものではない。」として、「リスク」という用語と、「安全」ないし「危険」という用語とを明確に区別している（甲E共61・8頁）。

その上で、WG報告書は、

「放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方を採用する。」

としてLNT仮説を明示的に採用している（甲E共61・8頁）。

（ウ）「2. 3 ICRPの「参考レベル」」

WG報告書は、ICRPの「参考レベル」について、

「経済的及び社会的要因を考慮しながら、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする“最適化”的原則に基づいて、措置を講じるための目安である。」

とする。そして、

「参考レベルは、ある一定期間に受ける線量がそのレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施し、そのレベルより低い被ばく線量を目指すために利用する。また、防護措置の成果の評価の指標とするもの」

であって、

「被ばくの“限度”を示したものではない。また、“安全”と“危険”的境界を意味するものでは決してない。」

としている（甲E共61・10頁）。

すなわち、参考レベルは、LNT仮説に基づきあらゆる低線量被ばくにリスクがあるという考えに基づき、どの人ないし地域を対象として避難指示や居住禁止、除染といった優先的防護措置を政府が採るべきかの目安であって、被ばく線量限度や、安全基準を示すものではないことが述べられている。

#### (エ) 「2. 4 放射線防護の実践」

WG報告書は、放射線防護の実践のあり方について、

「放射線防護措置の選択に当たっては、ICRPの考え方にあるように、被ばく線量を減らすことに伴う便益（健康、心理的安心感等）と、放射線を避けることに伴う影響（避難・移住による経済的被害やコミュニティの崩壊、職を失う損失、生活の変化による精神的・心理的影響等）の双方を考慮に入れるべきである。」

「放射線防護政策を実施するに当たっては、子どもや妊婦に特段の配慮を払うべきである。」

として、国がなすべき放射線防護「政策」の問題であることを明らかにしている（甲E共61・11頁）。

#### エ 福島の現状に対する評価と今後の対応の方向性

WG報告書は、

「政府はこれまで、年間20ミリシーベルトを避難の基準としてきたが、実際の被ばく線量は、年間20ミリシーベルトを平均的に大きく下回ると評価できる。年間20ミリシーベルト以下の地域においても、政策として被ばく線量をさらに低減する努力が必要である。なかでも、放射線影響の感受性の高い子ども、特に放射線の影響に対する親の懸念が大きい乳幼児については、放射線防護のための対策を優先することとし、きめ細やかな防護措置を行うことが必要である。」

とする（甲E共61・13頁）。

なかでも、子どもの生活環境については、

「また、学校だけではなく、通学路や公園等の子どもの生活圏の除染を徹底的に行い、長期的に子どもの生活圏における追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指すべきである。」

としている（甲E共61・17頁）。

#### オ WG報告書における「まとめ」

最後に、WG報告書は、検討を求められたとする3点について、

「年間20ミリシーベルトという数値は、今後より一層の線量低減を目指すに当たってのスタートラインとしては適切であると考えられる。」

「100ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても、住民の大きな不安を考慮にいれて、子どもに対して優先的に放射線防護のための措置をとることは適切である。ただし、子どもは、放射線を避けることに伴うストレス等に対する影響についても感受性が高いと考えられるため、きめ細やかな対応を実施することが重要である。」

「政府、専門家は、住民の目線に立って、確かな科学的事実に基づき、わかりやすく、透明性をもって情報を提供するリスクコミュニケーションが必要である。」

などと整理している。

そのうえで、WG報告書は、①除染実施にあたっては、漸進的な線量設定を行うこと、②子どもの生活環境の除染の優先、③子どもの食品に対して特に配慮すること、④政府関係者や多方面の専門家が、健康問題等についてコミュニティレベルで住民と継続的に対話をを行うこと、⑤福島県ががん死亡率の最も低い県を目指すべきである、という5つの提言を行っている（甲E共61・19～20頁）。

### 3 被告東京電力の主張に対する反論

#### (1) WGの設置目的

ア 被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面(5)10頁以降において、WG報告書において科学的知見と国際的合意が整理されているかのように論じる。

しかし、そもそも、WGは、科学的知見を整理し、国民に提示するために設置された組織ではない。この点、被告東京電力共通準備書面(5)11頁では、「低線量被ばく…のリスク管理を適切に行うため」WGが設置されたとするも、極めて曖昧な主張である。

イ WG報告書が作成された4日後の12月26日、原子力災害対策本部は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を発表し、同発表の中で、原子力災害対策本部は、

「この度の区域見直しの検討に当たっては、年間20ミリシーベルトの被ばくリスクについては様々な議論があったことから、内閣官房に設置されている放射性物質汚染対策顧問会議の下に「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」を設け、オープンな形で国内外の幅広い有識者に意見を表明していただくとともに、低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理、現場からの課題抽出などを行った。」

と述べている（甲E共63・3頁）。

この記載からも明らかなるおり、WGは政府による区域再編を念頭に置いて設置されたものであり、WG報告書は区域再編の判断資料として作成されたものである。より端的に言えば、避難を命じる地域を政治的に決断する上での科学的知見の整理を求められていた。

また、このこと（WGがただ単に科学的知見の整理を行っただけでない

こと)は、ワーキンググループの議事録を読めば、一層明らかである。すなわち、科学的に正しいものや社会的に許容される基準を定めようとしたわけではなかった。

例えば、第1回会議の冒頭において、このWGの設置を要請した細野豪志原発担当大臣は以下のように述べている(甲E共66の1・2頁)。

「・・・このワーキンググループでお願いをしたいのは、その警戒区域の変更というものをこれから考えていく中で、低線量被ばくというのをどのような考え方でこれから捉えていったらいいのか、それを是非皆さんにご議論いただきたいと思っております。もう皆さん、釈迦に説法ですので、改めて私から言う必要は無いかと思いますけれども、100ミリシーベルト以上につきましては、確定的な影響というのが既に証明されております。しかし、一方で100ミリシーベルト以下につきましては、確率的な影響ということで、ICRPからは提示をされているものの、確たる見解がコンセンサスになっているという状況ではございません。その中で、私どもとしては、1ミリから20ミリという基準を作つて、また20ミリシーベルトを一つの目安といたしまして、これまで警戒区域や計画的避難区域についての判断を提示してまいりました。いよいよこれから私どもが考えていかなければならぬのは、この20ミリシーベルトという基準をどのように考えたらしいのか、これがまず第一点でございます。ですので、是非皆様にそういったことについて検討していただいて、いろんな方からご意見出していただきたいと思っております。そして、もう一つ、是非ともご検討いただきたいのが、子供や妊婦というような、放射線に対して影響を受けやすい方々に対して、どういった配慮が必要なのか、これが2点目でございます。・・・」

要するに、国が『その地域からは出て行って下さい』と避難を命じる地

域を、この時点までは年間20ミリシーベルトの空間放射線量を基準として定めていたが、それをどう評価すべきか（今後も維持すべきか、改変すべきか）、また、子どもや妊婦への影響をどう考えたらよいのかという差し迫った問題、政治的決断を要する問題についての判断材料を提示してもらいたいということだったのである（そして、その際、細野大臣は敢えて「1ミリから20ミリ」という数字も持ち出している。）。

そもそも、国が『出て行ってください』と命じれば、住民に選択の余地はない。そういう地域を決定する為の材料をWGに求めたのであり、科学的な知見の整理だけを求めたのでもなければ、ましてや社会的に許容される放射線量が年間何ミリシーベルトであるかを定めてくれと要請したわけでもない。

したがって、被告東京電力が、あたかもWGが社会的に許容される年間放射線量を定めることを期待され、そのためには科学的知見を整理し社会的許容基準を定めたと主張することには、曲解があると言わざるを得ない。

そもそもICRPの示す基準や、その基準の根底にある理念たる最適化の原則（この点については後述する）自体、他の社会的利益と比較考量する考え方であり、極めて「政治的」「社会的」なものである。純粋な科学的議論や、そこから導かれる科学的に争いのない結論ではなく、一定の幅がある中での決断である。この点について、細野大臣は、第6回会議において以下の通り発言している（甲E共71の1・13頁）。

「このワーキンググループというのは、プロセスも含めて全部オープンにして、今、先生がおっしゃったように白か黒かどこかで線が引けている問題ではなくて、グレーゾーンもある中で、それでもどこかに線を引かなければならないということに我々は直面していて、そこは皆で悩みながらも結論を出そうと努力しているところをちゃんと見てもらおうというのが第一歩かなと思ってこれを始めたので

す。」

この発言こそが、当該WGに求められたものが何であったのかを端的に示すものである。避難区域の指定基準に絶対的な正解などはなく、それにもかかわらず「線引き」をするのであり、報告書は「決断」ないしは「決断」を補助するものに過ぎない（科学的知見に基づき一義的に導かれる結論ではない）ということである。

## (2) WGの構成員の偏り

ア WGの構成員は9名で、長瀧重信と前川和彦が共同主査である。

これらの人選はすべて顧問会議座長である近藤駿介の指名によるが、このように顧問会議の座長が一方的に指名できることについて、日弁連会長声明によって、

「事故後の政府の対応は、既に国民の間に抜きがたい不信感を形成しており、今回のような方法をとること自体が更なる不信感を招くことは明白である。」

と批判されているところである（甲E共64・「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の抜本的見直しを求める会長声明）。

イ また、WGの構成員には、これまで国の原子力政策を推進してきたものが多く選任されているのであり、立場の偏りが見られる。すなわち、構成員の多数が低線量被ばくリスクに関して否定的見解をとっており、日弁連会長声明も、以下のとおり指摘している（甲E共64）

「本件WGの構成員には、広島・長崎の原爆被爆者の健康影響の調査研究に携わる研究者が多く、低線量被ばくの健康影響について、これに否定的な見解に立つ者が多数を占めている。しかし、原爆症の認定をめぐっては、これらの研究者らが関与して策定された審査方針に基づく判断を覆した裁判例も少なくない。例えば、広島地裁2006年（平成18年）8月4日判決では、上記審査方針では認定されなかっ

た41名もの原告全員について原爆症と認められ、その中には被爆後13日目（8月19日）以後に広島市内に入って医療活動に従事して後年がんを発症した低線量被ばく者も含まれていた。度重なる国敗訴の判決を受けて、2008年（平成20年）3月には審査方針が改訂されたが、その後も国は敗訴を続け、東京高裁2009年（平成21年）5月28日判決は「審査の方針（13年方針）は原爆症認定の判断基準として相当とはいえない」と判示した。同年6月には審査方針を再び改訂しているが、その方針でも救済されない被爆者についても原爆症と認める判決が相次いでいる。このことは、本件WGに参集した委員が含まれた審査会で策定された方針では、低線量被ばくのリスクを十分に評価していない可能性があることを示している。」

ウ 特に、共同主査である長瀧氏、前川氏は、以下のとおり、その立場が明確である。

まず、長瀧重信氏は、自身の著作である「原子力災害に学ぶ放射線の健康影響とその対策」において、福島原発事故の住民の被ばくによる健康影響に関し、次のとおりに述べている（甲E共75号証・133頁ないし134頁）。

「外部線量は20mSv／年以下、食品は3月17日から基準値に従って供給されているので、内部被爆の基準値以上の被爆はない。したがって、晚発影響の起こる可能性は限りなく低く、従来の考え方では特別の調査は考えられないところである。」

以上の長瀧氏の著作からも明らかにおり、同氏は、低線量被ばくリスクを軽視しており、「公衆被ばく線量限度を超えて調査しなくてもよい」というスタンスであることが明らかである。

さらに長瀧氏は、福島原発事故のまとめとして、次のように主張する（甲E共75・第135頁）。

「本書をまとめると、科学者が果たすべき責任は、第一に科学的に認められたこと、認められないことを明らかにして、社会と冷静に科学的知識を共有する。(中略) 第二に科学的に認められることは、科学的に認められていることより影響は少ないことを十分に説明する。」

しかし、第一の点について言うと、本来、「『科学的に認められる』こと」「『科学的に認められない』こと」「『科学的に認められるか否か未だ明らかでないこと』」があるはずなのに、このように二分して、後2者を混同させてしまうこと自体が論理的ではない。

また、第二の点についていえば、そもそも、発がん以外のリスクは現時点では「科学的に解明されていない」のであるから、「影響が少ない」と断言することはできない。また、影響が少ないというのも詭弁である。例えば、 $100 \text{ mSv}$ でがんリスクが1%増加すると言われているが、仮にこれが0.1%のオーダーであったとしても、対象となる被ばく者の人数が10万人を超れば、数百人が発がんリスクを被ることになるのである。これを「影響が少ない」と断言すること自体がおよそ科学的ではない。このような断言をする感覚は、実際に放射性物質の汚染状況下での生活を余儀なくされる人々への共感を著しく欠如していることを露呈している。

また、長瀧氏は、上記著作の別の箇所でも、低線量被ばくによる健康被害について、「影響が認められない」「癌との有意の関係は認められない」と断言している(例えば、甲E共75・30頁ないし33頁)。

しかし、LNT仮説の立場からは、影響があるかもしれないと仮定すべきところである。

「認められない」、あるいは、「有意の関係が認められない」との点も、長瀧氏自身によるそれまでの調査では明らかになっていないだけのことであり、本来、その点の留保がなされるべきところである。

エ また、前川和彦氏は、平成23年3月16日朝日新聞オピニオン面にお

いて、「すでに20キロ圏外に避難している住民には、将来の発がんを含めて今回の放射線による健康被害がでる可能性はありません。半径20～30キロ圏内の住民は屋内退避ですが、現代の家屋は密閉性が高く、屋内退避でも十分に被爆を防ぐことができます。国や自治体の指示通り、不用意な外出を避けてください。現時点では、半径30キロ圏外の住民に健康上の問題が生じる可能性は低いと思われます。今回、東海村で一時、1時間あたり5マイクロシーベルトと自然量の100倍の放射線を記録しましたが、たとえ1時間その量の放射線を浴び続けても、健康被害が出るとされる100ミリシーベルトを比べれば、2万分の1の線量です。『放射線を避けるため』としてすでに首都圏から離れる人が出始めているそうですが、不要だと思います。放射線の影響を受けやすいと言われる子どもを含め、避難の必要はまったくありません。食料や水を買い占める動きと同じで、社会不安をあおるだけです。冷静に、できる限り普段と同じ生活を送るのが最善だと思います。」

と述べている（甲E共65・オピニオン3・11）－東日本大震災を考える（2）。

このように両共同主査をはじめ多数の構成員が低線量被ばくの健康被害に否定的立場であり、「本件WGに参集した委員が含まれた審査会で策定された方針では、低線量被ばくのリスクを十分に評価していない可能性があることを示している。」とする日弁連会長声明は至極妥当である。

### （3）WG報告書の記載内容における問題点

#### ア WG報告書は議事内容を正確に反映していないものであること

##### （ア）はじめに

また、議論の過程において、WGの説明者及び有識者である出席者らは、低線量被ばくや内部被ばくについていまだ明らかになっていないことが多いと発言しているにもかかわらず、それらを黙殺し、あたかもそ

れらについて危険性がないという印象付けをしようとしている。

すなわち、WG報告書は、8回にわたってなされた議論における議事内容を公平に反映しているとは言えないものである。以下、詳述する。

#### (イ) 低線量被ばくにつき危険性がないかのような説明がなされていること

WGでは低線量被ばくのリスクと低線量被ばくによる影響とを区別して議論されている。しかし、それでもなお、以下の4点において聞く者に低線量被ばくに危険性がないかのような印象を与える議論がなされていたと評価せざるを得ない。

- ① 参考レベルの設定にあたって公衆被ばく線量限度との関係を明確にしていないこと

WG報告書は、「4.まとめ」において、与えられた3つの課題に答えている。

その一つ目の課題とは、「 $20 \text{ mSv}$ という低線量被ばくについて、その健康影響をどのように考えるか」である。

これに対するWGの見解は、放射線による発がんリスクの増加は、 $100 \text{ mSv}$ 以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいというものである。その上で、WGは、LNT仮説に基づくとした上で、「 $20 \text{ mSv}$ の被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因におけるリスクと比べても充分に低い水準である。」として、政府が採用する参考レベルとして適切であるとしたのである。

しかし、リスクが充分に低い、という点ばかりが強調されており、実際に危険性があると考えるべきことについては、極めて配慮が薄い表現となっている。たとえ $1 \text{ mSv}$ 未満であってもリスクがあることをICRPは認めている。すなわち、たとえば僅かであっても発がん

のリスクは存在するというのが、基本的な I C R P の考え方であり、すなわち国際的な合意なのである。

そもそも、公衆の被ばく限度を年間  $1 \text{ mSv}$  とする I C R P の 1990 年勧告を採用する際、被告国は、低線量被ばくの危険性が年間  $1 \text{ mSv}$  までは無視するべきではないとの価値判断にたつものである。

参考レベルとして年  $20 \text{ mSv}$  を採用したのであれば、それが正当化されること、および A L A R A の原則に適合することが説明されるべきである。ところが、WG では、もっぱらリスクの高低について議論が終始し、こうした観点での説明は極めて乏しかったと言わざるを得ない。

## ② 低線量被ばくについて発がんリスクだけが強調されていること

また、低線量被ばくのリスクは、発がんだけにとどまるのではない。

このことについては、政府側からの出席者である森文科省副大臣の発言が的確に指摘をしている（甲共 E 67 の 1・第 2 回議事録）。

「あの、申し訳ないのですが、もちろんガンもありますし、それ以外の影響についても報告はされている訳です。私は先ほど Chernobyl Forum の全文について内容をお聞きしたのはそういうことです。」

ところが、こうした正当な指摘に対して、両主査を含む有識者出席者等から誠実な対応があったとは言い難い。

## ③ 科学的不確実性を「ないもの」として軽視する姿勢

WG 報告書は、「2. 科学的知見と国際的合意」という項において、「科学的知見は、今回の東電福島第一原発事故による放射線の影響及びその対策を考える上ですべての基本になる。放射線の影響に関する様々な知見が報告されているため、国際的に合意されている科学的知見を確実に理解する必要がある。」

とし、あくまでも国際的に合意された科学的知見に依拠することを宣言している（甲E共61・3頁）。

しかし、不確実性の多い状況で「科学」にこだわると、科学的に立証されるまでは、何もしない、という判断に結びつきがちである。特に低線量被ばくのリスクが、どこにどれだけあるかは、十分な資料がないのであるから、現在知られていない低線量被ばくのリスクが、将来、「科学的に」明らかになる可能性は払拭できない。

例えば、児玉和紀氏は、原爆被爆者における低線量被ばくの影響を説明している（甲E共66の1・第1回議事録）。

いまだに広島、長崎という昭和20年頃の被爆者データが一番信頼性のあるとして引用されていることは、裏返せば、それ以降、これに代わるほかのデータが乏しいということである。

そもそも原爆被爆者の寿命調査は、原爆投下後5年から始まったためにその間に放射線感受性の高い人が死亡した可能性があり、選択バイアスがかかっていると考えられる。また、この調査には内部被ばくは考慮されておらず、対象となった3キロメートル以遠の居住者が黒い雨などにより被ばくした可能性も否定できない。しかし、今日でも、この原爆被爆者の寿命調査以上に調査集団が十分に大きく、調査機関も長いものは見あたらず、これに代わるべき新たなデータは存在しない。

これが、一般の疾病等の他のリスクと根本的に異なる点である。

そのため、今は分かっていないくとも、将来、発がん以外のリスクが明らかになる可能性が払拭できないのである。

科学的に証明されるまで、危険性がないと前提して振る舞うことの誤りについては、次の児玉龍彦発言が明快に述べている（甲E共69の1・第4回議事録・13頁）。

「私が申し上げたいのは、リスクがあるかもしれないという時に、例えばチェルノブイリでもそうですが、リスクはないかもしれないということで、何もしないでいたら、やっぱり甲状腺がんの子供やなんかは見放されてしまうんです。」

④ 予防的観点が欠落していること

前記③と表裏の関係にあるが、リスクの内容自体が明らかといえな  
い状況においては、予防的に措置を講じるべきなのである。

そうであるからこそ、リスクの内容すら明らかでない自体において  
は、予防的に措置を講じるべきである。

森文科省副大臣が指摘する部分が、そのことを明快に示している(甲  
E共67の1・第2議事録)。

「要するに、これは I C R P も言っていることなのですが、低線  
量被ばくの影響というのは、ないというのではなく、よくわから  
ないというのが正しい訳として、これこそが科学的なのであって、  
分からぬからこそ、その中で、どの数値で避難を移住をさせる  
或は短期の移転をさせる、色々あらゆることをやならければい  
けない訳として、A L A R A (As Low As Reasonably Achievable)  
の精神に基づいて合理的に達成可能な限りの放射線防護策をと  
らなければならない訳として、我々は、少なくとも私は、科学的、  
科学的にと先ほどからおっしゃられておりますが、私はこれは極  
めて科学的であるという風な思いで発言させていただいている  
ところです。」

このことは、細野大臣もワーキンググループの報告書を検討する段  
階において、指摘している(甲E共72の1・第7回議事録・36頁)。

「今の状況で、疫学的に、もしくはさまざまな調査結果として、  
それこそ発がんリスクというのとは極めて限定されているという

のは、今の科学のコンセンサスであることは、私も大分議論を聞いてわかりました。ただ、すべてが解明されているわけではないという、ある種、科学に対する謙虚さから考えても、こういう事態というのはこれまで経験したことがないわけですから、そこは予防的な対策を取るべきであるというのが、私は本当の意味で、るべき姿ではないかと思うのですが、これはいかがでしょうか。」

ところが、WGではリスクの内容自体は自明であることを前提にし、予防的な観点を全く欠落させた意見のみが採用され、報告書がとりまとめられている。この点が、WG報告書の大きな欠点である。

#### イ 議論の前提となる I C R P の勧告、特に現存被ばく状況について正確な説明がなされていなかったこと

現在の原発事故被災地の状況は、I C R P が現存被ばく状況と呼称する状態である。すなわち、I C R P によれば、現存被ばく状況とは、「自然放射線による被ばくや過去の行為の結果として存在する被ばく状況」と定義されており、現在の被災地は、この現存被ばく状況である。

ところが、WG報告書には I C R P の勧告内容が不正確な形で、敢えて言うならゆがめられた形で記載されている。

WG報告書は、「2. 3. I C R P の『参考レベル』」において次のように I C R P の参考レベルを説明している（甲E共 61・10 頁）。

「②各状況における参考レベルは以下のとおりである。

ⅰ) 緊急時被ばく状況の参考レベルは、年間 20 から 100 ミリシーベルトの範囲の中から選択する。

ⅱ) 現存被ばく状況の参考レベルは、年間 1 から 20 ミリシーベルトの範囲の中から選択する。

ⅲ) 現存被ばく状況では、状況を段階的に改善する取組の指標とし

て、中間的な参考レベルを設定できるが、長期的には年間 1 ミリシーベルトを目標として状況改善に取り組む。

二) 計画被ばく状況においては、参考レベルではなく、“線量拘束値”として設定することを提言しており、一般住民の被ばく（公衆被ばく）では状況に応じて間 1 ミリシーベルト以下で選択する。」

問題は、2 点ある。

まず、第一に I C R P は、緊急時被ばく状況に対する参考レベルを 20 から 100 mSv としている。しかし、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況に移行する際には、緊急時被ばく状況における参考レベルよりも低い線量が設定されることが想定されている。

すなわち、I C R P 109 (116) (甲E共74) には、次のように記載されている。

「緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行を区分するようなあらかじめ定められた時間の区切りあるいは地理上の境界線は存在しない。一般に、緊急時被ばく状況で用いられる参考レベルの水準は、長期間のベンチマークとしては容認できないであろう。通常このような被ばくレベルが社会的・政治的観点からは耐えうるものではないからである。」

つまり、緊急時に採用した 20 mSv を現存被ばく状況に採り続けることは上記考えに反するのであり、報告書における I C R P の参考レベルに関する記載と実際の I C R P の勧告内容に齟齬があると言わざるを得ない。

第二に、I C R P は、現存被ばく状況においては、1 ~ 20 mSv / 年の範囲の下方に参考レベルを設定することとしている。

すなわち、I C R P 109 (116) には、

「政府と規制当局またはどちらかが、ある時点で、現存被ばく状況

を管理するため、通常、委員会によって勧告されている1～20mSv/年の範囲の下方に、新しい参考レベルを特定することになる。」

とあり、現存被ばく状況における参考レベルは、「下方」に設定されることとされている。

本件に照らせば、当初の緊急時被ばく状況における参考レベルが20mSvだったのであるから、本来的には、より低い値が参考レベルとなるべきところである。

ところが、WGでは漫然と緊急時被ばく状況と同じ参考レベルを維持することを認めている。

またWG報告書にも、

「⑩ 現存被ばく状況 20 の参考レベルは、年間 1 から 20 ミリシーベルトの範囲の中から選択する。」

と記載があるのみであって（甲61E共・11頁）、「下方」については、何ら指摘がない。

このようにWGの議論は、ICRPの勧告内容に従っていない。

#### ウ 被告東京電力による偏頗的ないし不正確な科学的知見の挙げ方

被告東京電力の科学的知見に関する主張には偏頗な点や不正確な点が多く存するため、以下では、被告東京電力の主張する「国際的合意」や「科学的知見」とは異なる見解があることを論じておく。

また、低線量被ばくによる健康影響に関する被告東京電力の主張には余りに事実を歪曲している部分が多いため、必要な範囲で反論する。

##### (ア) LNT仮説と統計学的証明

被告東京電力は、100ミリシーベルトを超える被ばく線量では被ばく量とその影響の発生率の間に比例性があると認められるが、100ミリシーベルト以下では、がんリスクが見込まれるもの、疫学的手法によってがん等の確率的影響のリスクを直接明らかにできないという見解を挙げる。

この見解は、100ミリシーベルトを超える被ばく線量に限り被ばく量とその影響の発生率の間に比例性があるかのような表現であるが、ICRPも採用するLNT仮説によれば、100ミリシーベルト以下の領域においても、被ばく量とその影響の発生率の間に比例性がある。詳細は後述するが、ICRP2007年勧告では、「放射線防護の目的には、基礎的な細胞過程に関する証拠の重みは、線量反応データと合わせて、約100mSvを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は判断している」(甲E共79・17頁64項)、「UNSCEAR(2000)が示した見解と一致する」(同17頁・65項)とされている。

また、低線量放射線による発がん調査結果(甲E共80・9頁)からもわかるように、がんの発生率は、100ミリシーベルト以下の領域であっても、「他の要因に隠れてしまうほど小さく」ではなく、統計学的に有意に発がんが証明されている。

例えば、イギリスにおいては、5ミリシーベルトで小児白血病が1.5倍に、オーストラリアのCT検査では、4.5ミリシーベルトでがんが1.25倍となっている(甲E共80・25頁)。また、ドイツにおけるKiKK調査は、大規模で適切に行われたもので科学的に正確なものであるところ、ドイツのすべての原発から5km以内に居住する乳児と5歳以下の子どもに白血病で120%の増加、全がんでは60%の増加が見つかっている(甲E共80・14頁)。

#### (イ) 低線量被ばくによる影響の度合い

被告東京電力は、同じ量の放射線でも、急激に受けた場合と少しづつ時間かけて緩やかに受けた場合では、後者の方が影響の度合いが少ないとの見解を挙げる。

しかし、この考え方も、国際的に合意された説ではない。ICRPは、前者と後者の影響の比を2:1としているが、欧州放射線リスク委員会(ECRP)や世界保健機構(WHO)は、線量率によるリスクの差はないとしている。また、米国科学アカデミー電離放射線の生物影響に関する委員会の報告書においては、この比率を1.5:1としている(甲E共80・16~17頁)。

#### (ウ) 広島・長崎やチェルノブイリの調査

被告東京電力は、人については、広島・長崎の原爆で大量の放射線を受けた場合でも、放射線の遺伝への影響は認められていないとして、放射線の遺伝的影響はないとの見解を挙げる。

この見解についても、原爆被爆者の調査は、原爆投下後5年が経過した時点から始まったため、その間に放射線感受性の高い人が死亡した可能性があり、選択バイアスがかかっていると考えられる。このことは、第1回WGにおいて、有識者として意見を述べた児玉和紀も指摘している(甲E共66の1・第1回議事録)。

また、チェルノブイリにおいては、被ばくした父親あるいは母親を持つ子どもに、染色体異常や形態異常が増加していることが報告されている(甲E共80・20頁)。

#### (エ) 年齢層の違いによる発がんリスクの差

被告東京電力は、低線量被ばくにおいて、年齢層の違いによる発がんリスクの差を明らかにした研究はないとの見解を挙げる。

しかし、この点については、イギリスの高線量地域(他の地域に比べて高線量という意味であり、被ばく量としては低線量被ばくにあたる)では小児白血病が増え、イギリス オーストラリアでのCT検査による白血病や全がんの増加は、小児にも見られているとの事実がある。(甲E共80・9頁、26頁)。

### (オ) 放射線リスクと他の生活習慣リスクとの比較

放射線と生活習慣によるがんのリスクの比較表を挙げ、低線量被ばくの影響を小さく見せる努力をしている。

しかし、自発的に選択できない原発事故による被ばくリスクと、自発的に選択することができる他のリスク要因と比較すること自体ナンセンスであり、科学的知見に値しない。

### エ WG報告書を根拠とする不正確な指摘

さらに、被告東京電力は、WG報告書を根拠として、「科学的知見」「国際的合意」などと抽象的に論じるが、その内容は曖昧である。例えば、被告東京電力共通準備書面(5)の12頁では、「チェルノブイリ原発事故における甲状腺被ばくに比べても、本件事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり、被ばく線量は小さく、発がんリスクは非常に低いと考えられる」との主張があるが、甲状腺被ばくの程度は推測にとどまるものであって、これば科学的知見であるとか国際的合意であるなどとは到底言えない。

### 4 小括

以上のとおり、被告東京電力は、そもそも政府の区域再編を念頭において設置され、その構成員や内容自体に種々問題点のあるWG報告書を根拠に「科学的知見」「国際的合意」などと主張している上、その引用の仕方も恣意的で正確性に欠くことから、同報告書において、年間20ミリシーベルトが認められている事実は、原告が避難を行うことが相当かどうかを判断するにあたっては何ら関係のある事実ではなく、主張として失当である。

## 第3 放射線防護の考え方

### 1 はじめに

#### (1) 被告東京電力の主張に対する反論の概要

被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面(5)の「第4 放射線防護の考

え方」の末尾において、「国際的な放射線防護の考え方は、・・・事故時等においては、100ミリシーベルト以下の水準において線量管理を行うことが許されるものとしているのである。」(31頁)として、あたかも、事故後、ICRPが定める参考レベルの範囲内で線量基準を採用して政府が防護措置を採れば、公衆が被ばく線量限度である1ミリシーベルトを超えて被ばくすることも容認されるかのごとく主張する。

しかし、被告東京電力の主張は、国内法に導入されていないICRP2007年勧告を法規範であるかのごとく主張する点で誤りがある上、放射線防護体系とりわけ参考レベルの意味の理解に誤りがあり、失当である。

以下においては、上記被告東京電力の主張を踏まえ、ICRPの勧告における公衆被ばく線量限度を明らかにし、これを超える公衆被ばくをICRPも容認していないこと、また、このことは、参考レベルに基づく介入ないし対策が正当化されるか否かに影響されることを明らかにする。

具体的には、まずICRP1990年勧告からの流れや、公衆被ばく線量限度の意味を明らかにしつつ、ICRP2007年勧告の概要を説明する。そのうえで、政府の採る介入や対策が正当化されるか否かにかかわらず、線量限度を超える公衆被ばくが容認されないものであることを明らかにする。さらに、参考レベルが線量限度とはまったく別の概念であり、線量限度を画する機能はまったくないことを述べる。

これらの具体的主張に先立ち、ICRP2007年勧告は国内法に導入されていないこと、加害者である被告東京電力が事故後に公衆が線量限度を超えて被ばくすることも許されるがごとく主張をすることの不当性を、それぞれ述べておく。

## (2) 2007年勧告は国内法に導入されていないこと

被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面(5)・第4「3 日本の放射線防護体制」の(2)(26頁以下)において、ICRP2007年勧告にいう参

考レベルの範囲から、年間20ミリシーベルトが避難指示の基準として採用されているなどと主張する。

しかし、参考レベル概念を含むICRP2007年勧告は、ICRP1990年勧告の公衆被ばく線量限度と異なり、日本の国内法には導入されていない。避難行為の相当性を判断するに際しては、ICRP2007年勧告の影響力はないか、極めて乏しい。

(3) 自ら事故を招いた被告東京電力が、事故時には線量限度を超える被ばくも許容されるかのごとく態度をとることは許されないこと

被告東京電力が、本件において公衆が被ばく線量限度である1ミリシーベルトを超えて被ばくすることも許されるかのような主張をすることは、内容として誤っているだけでなく、自らの事故で国民を被ばくさせた加害者の態度として許されるものではない。

そもそも、被告東京電力は、原子力事業者として法令を遵守し、国民を絶対に被ばくさせないよう徹底した防護策を講じなければならない立場にある。

そのような立場にあるにもかかわらず、自ら本件事故を招いて放射性物質を拡散させ、国民を被ばくさせる加害者となるや、事故が起こった場合には公衆が線量限度を超えて被ばくしても許容されるかのような主張をすることは、加害者が被害者に不利益を押し付けるに等しく、信義誠実の原則に反するもので、強く非難されなければならない。

国民にとってみれば、本件事故については何らの責任はなく、公衆被ばく線量限度を超える被ばくを容認しなければならない理由は全くないのである。

## 2 ICRPの勧告する放射線防護

### (1) 放射線防護の目的

ICRPは、放射線防護について、「放射線防護の第一の目的は、放射線被ばくの原因となる有益な行為を不当に制限することなく、人を防護するための適切な標準を与えることであるから、放射線防護の基本的な枠組みには、

必然的に、科学的な判断だけでなく社会的な判断も含めなければならない。そのうえ、少ない放射線量でも何らかの健康に対する悪影響を起こすことがあると仮定しなければならない。確定的影響にはしきい値が存在するので、個人に対する線量を制限することによってこれを避けることが可能である。しかし、他方、確率的影響はしきい値を求めないので、これを完全に避けることはできない。委員会の基本的な枠組みは、線量を確定的影響のそれぞれに対するしきい値よりも低く保つことによってその発生を防止し、また確率的影響の誘発を減らすためにあらゆる合理的な手段を確実にとることを目指すものである」（甲E共76・ICRP1990年勧告・31頁100項）と述べる。

すなわち、ICRPが勧告する放射線防護の目的は、確率的影響にはしきい値がないというLNT仮説を採用し、①放射線被ばくを伴う行為であっても明らかに便益をもたらす場合には、その行為を不当に制限することなく人の安全を確保する、②個人の確定的影響の発生を防止する、③確率的影響の発生を減少させるためにあらゆる合理的な手段を確実にとる、ということにある。

## （2）ICRP1990勧告の内容・考え方

### ア 放射線防護体系における「行為」と「介入」

ICRPは、人が何らかの活動をとる場合、被ばく線量が増大することや被ばくする人数が増えるときに、その活動を「行為」と呼ぶ。一方、既に線源や被ばくの経路が存在しており、それらがある基準（線量限度あるいはさらに小さい値である線量拘束値）を超えるような被ばくである場合、「介入」措置がとられることとなる、とする（甲E共77・ICRP2007年勧告について・3頁）。

「行為」と「介入」について、ICRP1990勧告では、次のとおり説明されている（甲E共76・32頁106項）。

「人間活動のあるものは、線源、経路及び個人のまったく新しい組を導入することによるか、あるいは、既存の線源から人に至る経路のネットワークを変えて個人の被ばくまたは被ばくする個人の数を増加させることによって、総放射線被ばくを増加させる。委員会はこれらの人間活動を“行為”と呼ぶ。他の人間活動は、現在あるネットワークのかたちに影響を与えて総被ばく減らすことができる。これらの活動によって、現在ある線源を撤去したり、経路を変えたり、被ばくする個人の数を減らしうる。委員会はこれらすべての活動を“介入”と記す。」

#### イ 「行為」と「介入」に対する防護体系の区別

I C R P 1 9 9 0 勧告は、放射線防護の枠組みについて、「放射線被ばくを引き起こす“行為”と、被ばくを減らすことになる“介入”とを区別する」とし(甲E共76・31頁・第4章柱書)，第5章において「行為」に関する放射線防護体系を、第6章において「介入」に関する放射線防護体系を勧告している。

そして、「行為」に対する防護体系には、正当化、最適化、個人の線量限度の3原則を適用し(甲E共77・3頁)、「介入」に関しては正当化、最適化の一般原則を適用する(甲E共76・35頁113項)。

すなわち、「行為」の場面と異なり、「介入」の場面では、線量限度は適用していない。

ただし、「介入」の場面で線量限度が「適用されない」というのは、線量限度を超える公衆被ばくを容認することを意味するものではない。公衆被ばく線量限度を超える被ばくが生じている状況のもとで、政府等のとる「介入」が、正当化の原則、最適化の原則を満たすべきであることを、 I C R P が勧告したに過ぎない。許容限度を超える被ばくを公衆が容認できないということと、政府等のとる「介入」がまずは何ミリシーベルトを基

準とすべきかということとは、別個の問題である。したがって、「介入」の基準とされた線量如何にかかわらず、線量限度を超える公衆被ばくは容認されない。

#### ウ I C R P 1 9 9 0 年勧告における線量限度

線量限度の意味について、I C R P 1 9 9 0 年勧告は、「委員会は今回、より包括的なアプローチを採用することとした。その目的は、ある決まった1組の行為について、また規則的で継続する被ばくについて、これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるようなレベルの線量を確立することである」(甲E共76・44頁149項)とした上で、様々な要素を総合考慮して、「委員会は、年実効線量限度1mSvを勧告する」(甲E共76・55頁191項)とし、「個人に対する影響は容認不可」とみなすレベルとして、公衆被ばく線量限度年間1ミリシーベルトを勧告した。

I C R P 1 9 9 0 年勧告は、公衆被ばく線量限度としていかなる数値を勧告するかを判断するにあたって、「1977年の基本勧告(I C R P, 1977)が刊行されて以降に、ヒト集団の放射線誘発がんのリスクに関する新しい情報が出ており、実験動物と培養細胞での新しい実験データが利用可能になってきている。これらの進展は『放射線の影響に関する国連科学委員会』の報告(UN S C E A R, 1977, 1982, 1986, 1988b)とB E I R V委員会として知られている米国科学アカデミーの『電離放射線の生物影響に関する委員会』の報告(N A S, 1990)に要約されており、その結果、I C R Pが1977年に推定した放射線の発がん効果の推定値(I C R P, 1977)の見直しが必要となった」(甲E共76・135頁B. 5. 1項)とし、当時の種々の科学的知見を踏まえている。すなわち、I C R Pは、低線量被ばくの影響について諸説あることを前提として、公衆被ばく線量限度を年間1ミリシーベルトと勧告した。

この I C R P 1 9 9 0 年勧告は、我が国でも、放射線審議会による審議を経て国内法に導入された。よって、科学的知見が諸説あることを前提として、容認できない被ばくとして公衆被ばく線量年間 1 ミリシーベルトとするのが、我が国の確立した法規範である。

さらに I C R P 1 9 9 0 年勧告は、「線量限度内にあるというだけでは、その行為が満足に行われていることを十分に表しているとは言えない」(甲 E 共 7 6 ・ 3 5 頁 1 1 4 項) として、線量限度からの更なる線量低減を求めている。我が国でも、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(甲 E 共 7 8 ) では、次のとおり、線量限度以下の線量目標値を採用している。

「施設周辺の公衆の受ける線量についての目標値(以下「線量目標値」という。)を実効線量で年間 5 0 マイクロシーベルトとする。」(1 頁)

「ここで設定した線量目標値は、周辺監視区域外の線量限度及び周辺監視区域外における放射性物質の濃度限度の規制値に代わるものではなく、いわゆる「as low as reasonably achievable」の考え方方に立って周辺公衆の受ける線量を低く保つための努力目標値である」(1 頁)

「個々の原子力利用施設において法的規制値以下であることをもって足りるとせず低減が行えるところでは積極的に低減の努力が払われるべきであります」(3 頁)

### (3) I C R P 2 0 0 7 年勧告の概要

繰り返しになるが、 I C R P 2 0 0 7 年勧告は、国内法に導入されていない以上、法規範たり得ない。

もっとも、被告東京電力が、 I C R P 2 0 0 7 年勧告を法規範のごとく主張しているのみならず、その解釈を誤っていることから、以下では、 I C R P 2 0 0 7 年勧告の概要を論じておく。

## ア 被ばく状況を重視した手法への移行

I C R P 2 0 0 7 年勧告は、「委員会は 1 9 9 0 年勧告において、介入状況とは別に、行為に対する防護の原則を示した。委員会は引き続きそれらの原則を防護体系の基本と考え、今回、計画被ばく状況、緊急時被ばく状況、現存被ばく状況に適用する一連の原則を定めた。」とする（甲E共 7 9 ・ 5 0 頁 2 0 3 項）。

すなわち、I C R P 2 0 0 7 年勧告は、①「行為」に関連する被ばく状況を計画被ばく状況とし、②「介入」の対象となる被ばく状況を緊急時被ばくと現存被ばく状況とに分類した（甲E共 7 7 ・ 3 頁）。そのうえで、正当化の原則及び最適化はすべての被ばく状況に適用され、線量限度は計画被ばく状況に適用されるとした（甲E共 7 9 ・ 5 0 頁 2 0 3 項）。

このような I C R P 2 0 0 7 年勧告における防護手法は、I C R P 1 9 9 0 年勧告で用いた「行為」と「介入」に基づくプロセス重視の防護手法から、計画、緊急時、および現存の被ばく状況のような防護基本原則を適用する状況を重視した手法へ移行させたものとされる（甲E共 7 7 ・ 1 頁）。

この I C R P 1 9 9 0 年勧告と 2 0 0 7 年勧告の流れから理解すべき重要なことは、I C R P 2 0 0 7 年勧告における放射線防護体系では、計画被ばく状況、緊急時被ばく状況、現存被ばく状況という 3 つの被ばく状況を並列的に捉えるのではなく、①計画被ばく状況と、②緊急時被ばく状況・現存被ばく状況、との 2 つのカテゴリーに分類して捉えている、ということである。

## イ I C R P 2 0 0 7 年における「行為」と「対策」

I C R P 2 0 0 7 年勧告は、「これまで委員会は、線量を加える行為と線量を減らす介入とを区別していた」とする（甲E共 7 9 ・ 1 1 頁 4 7 項）。

同勧告は、「行為」の用語の使用を、放射線被ばくあるいは放射線被ばくのリスクの増加を生じさせる活動を意味する用語として引き続き使用する

こととした（甲E共79・11頁48項）。

これに対して、「介入」の用語の使用については、「被ばくを低減する防護“対策”の記述に限定し、一方で、“緊急時被ばく”又は“現存被ばく”という用語を、被ばくを低減するためにそのような防護対策を必要とする放射線の被ばく状況を記述するために使用することが適切である」とした（甲E共79・11頁50項）。

すなわち、「行為」という用語は引き続き使用し、「介入」という用語は緊急被ばく状況や現存被ばく状況において被ばくを低減するための「対策」という記述に限定されることとなった。

#### ウ I C R P 2 0 0 7 勧告における被ばく状況

I C R P 2 0 0 7 年勧告は、それぞれの被ばく状況を次のとおり説明している。

##### (ア) 計画被ばく状況

線源の意図的な導入と運用を伴う状況である（甲E共79・44頁176項）。

##### (イ) i 緊急時被ばく状況

計画された状況を運用する間に、若しくは悪意ある行動から、あるいは他の予想しない状況から発生する可能性がある好ましくない結果を避けたり減らしたりするために緊急の対策を必要とする状況である（甲E共79・44頁176項）。

##### ii 現存被ばく状況

管理についての決定をしなければならない時に既に存在する、緊急事態の後の長期被ばく状況を含む被ばく状況である（甲E共79・44頁176項）。

#### エ 放射線防護の原則

I C R P 2 0 0 7 年勧告は、正当化の原則、最適化の原則、線量限度を

次のとおり説明している。

#### (ア) 正当化の原則

放射線被ばくの状況を変化させるいかなる決定も、害より便益を大きくすべきである。

この原則は、新たな放射線源を導入することにより、現存被ばくを減じる、あるいは潜在被ばくのリスクを減じることによって、それがもたらす損害を相殺するのに十分な個人的あるいは社会的便益を達成すべきである、ということを意味するものである（甲E共79・50頁203項）。

#### (イ) 防護の最適化の原則

被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである。

この原則は、防護のレベルは一般的な事情の下において最善であるべきであり、害を上回る便益の幅を最大にすべきである、ということを意味している（甲E共79・50頁203項）。

#### (ウ) 線量限度の適用の原則

患者の医療被ばくを除く計画被ばく状況においては、規制された線源からのいかなる個人への総線量も、委員会が勧告する適切な限度を超えるべきでないと考える原則である（甲E共79・50頁203項）。

### オ 正当化の原則における2つの異なるアプローチの明確化

I C R P 2 0 0 7 年勧告は、「正当化の原則を適用するのに、2つの異なるアプローチがあり、それは線源が直接制御できるかどうかに依拠する」とする（甲E共79・51頁206項）。本件で重要なのは、第2のアプローチである。

まず第1のアプローチは、計画被ばく状況に関するアプローチである。

放射線防護が前もって計画されて、線源に対して必要な対策をとることが可能な、新たな活動を取り入れる際に用いられる。ここで正当化原則の適用は、被ばくする個人又は社会に十分な正味便益を産んで、生じる放射線損害を相殺するのでない限り、計画被ばく状況を導入しないことが必要である、というかたちで機能する。原子力発電所のように、電離放射線による被ばくを伴う特別なタイプの計画被ばく状況の導入又は継続が正当化できるかどうかについての判断が重要であるとされる（甲E共79・51頁206項）。

第2のアプローチは、主な例は、現存被ばく状況と緊急時被ばく状況におけるアプローチである。線源について直接決めることによるのではなく、主に被ばく経路を変更する対策により被ばくが制御できる場合に用いられる。更なる被ばくを防ぐために対策をとるかどうかについて決定する際に適用される。線量を低減するためにとられるいかなる決定も、常に何らかの不利益を持ち、それが害よりも便益を多くもたらすべきであるという意味において正当化される、というかたちで機能する（甲E共79・51頁207項）。

ここで重要なことは、第2のアプローチ、すなわち、現存被ばく状況と緊急時被ばく状況において更なる被ばくを防ぐ対策をとるかどうか（例えば、いかなる範囲に避難指示を出すか、いかなる範囲で除染を行うか）の決定における正当化の原則の問題は、公衆の線量限度とはまったく関係がないということである。

## 力 線量限度・線量拘束値と参考レベル

### (ア) 線量限度

I C R P 2 0 0 7 年勧告は、線量限度を、計画被ばく状況から個人が受ける、超えてはならない実効線量又は等価線量の値とする（甲E共79・G9頁）。これを超える被ばくは容認不可と広く見なされるレベル

の線量とする I C R P 1 9 9 0 年勧告の考え方と同じであるといってよい。

具体的な線量について、 I C R P 2 0 0 7 年勧告は、「計画被ばく状況における公衆被ばくに対しては、限度は実効線量で年  $1 \text{ mSv}$  として表されるべきと委員会は引き続き勧告する」とする（甲E共79・60頁245項）。 I C R P 2 0 0 7 年勧告でも、「1990年以後に発展した情報と概念に重点をおいて、放射線と体内の細胞及び組織との相互作用に関する知見を要約する」として（甲E共79・107頁A5項），当時の知見として諸説あることを踏まえて線量限度が勧告されている。

この線量限度の概念について、 I C R P 委員長のゴンザレス氏は、 2 0 1 1 年 9 月に福島で行われた国際専門家会議において、次のとおり述べている（甲E共80・崎山意見書・15～16頁）。

「放射線防護レベルをあげてゆけば放射線障害は少なくなる。しかし、そのための社会的コストは急上昇する。防護レベルを下げれば社会的コストは減少するが、放射線障害が増加する。社会的コストをなるべく低く抑えて放射線障害も他の産業でも見られる程度に抑えるとした結果が年間  $1 \text{ mSv}$  になったわけである。したがって、年間  $1 \text{ mSv}$  は安全量ではなく、放射線障害と社会的コストとを勘案して決められた値である。しかし、これでもまだリスクが高いので、 As Law As Reasonably Achievable (合理的に達成できる限り低く、 ALARA) の原則を付け加えて妥協しながらも、一方では線量低減を奨励しているのである。これはあくまでも核エネルギー利用を積極的に認める立場からの防護レベルであり、消極的な立場をとる E C R R (欧洲放射線リスク委員会) では公衆の追加年間被ばく限度を  $0.1 \text{ mSv}$  以下に引き下げるなどを勧告している。」

#### (イ) 線量拘束値

線量拘束値は、ある線源からの個人線量に対する予測的な線源関連の制限値とされる。公衆被ばくについては、線量拘束値は、管理された線源の計画的操業から公衆構成員が受けるであろう年間線量の上限値である（甲E共79・G9頁）。

計画被ばく状況における公衆の構成員に対する拘束値は、公衆の線量限度より低くすべきとされている（甲E共79・64頁259項）。

要するに、線量拘束値とは、ある線源に対する放射線防護策を検討する場合に、その線源からの被ばく線量をできる限り低く（最適化）するための目標となる制限値のことである。線量限度は、規制の対象となる関連するすべての行為による個人の被ばく線量の合計についての限度であるのに対し、線量拘束値は、ある計画された行為に關係する特定の線源により与えられる線量の制限値に用いられるものである。

#### (ウ) 参考レベル

参考レベルは、緊急時又は現存の制御可能な被ばく状況において、それを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断されまたそれより下では防護の最適化を履行すべき、線量又はリスクのレベルを表す（甲E共79・G5頁）。

すなわち、参考レベルは、緊急時及び現存の被ばく状況における政策決定の指針である。

#### (エ) 小括

以上のとおり、線量限度、線量拘束値、参考レベルは、それぞれが用いられる状況、その目的がまったく異なっており、これらを混同してはならない。

①線源を直接制御できる計画被ばく状況と公衆被ばく線量限度（及び線量拘束値）、②線源を直接制御できない緊急時被ばく状況・現存被ばく

く状況と参考レベル、という対応関係で把握することが重要である。

### 3 緊急被ばく状況・現存被ばく状況においても線量限度を超える公衆被ばくは容認されないこと

これまで述べたとおり、政府のとる対策を正当化できるかどうかは、公衆被ばく線量限度とはまったく別の問題である。

また、線量限度は、計画被ばく状況から個人が受ける、超えてはならない実効線量又は等価線量の値であり（ICRP2007年勧告），これを超える被ばくは容認不可と広く見なされるレベルの線量である（ICRP1990年勧告）。

それゆえ、緊急被ばく状況や現存被ばく状況において政府のとる対策、例えば、避難指示や除染政策の持つ便益が不利益より大きかろうと（対策が正当化される場合であっても）、公衆被ばく線量限度を超える被ばくが公衆にとって容認されないものであることには何ら変わりがなく、公衆被ばくが正当化されることはない。

以上が、ICRP勧告における放射線防護体系の正確な帰結である。被告東京電力の主張は、正当化における2つの異なるアプローチに言及することなく混同させ、また、正当化の原則と公衆被ばく線量限度との関係についても言及することなく、あたかも政府の措置がICRP勧告に適合していれば線量限度を超える公衆被ばくも正当化されるがごとくミスリードするものである。

### 4 参考レベルは対策の問題であり、公衆被ばく線量限度の問題ではないこと

#### （1）線量限度・線量拘束値と参考レベルは適用状況も機能も異なること

上記で述べたとおり、線量限度、線量拘束値、参考レベルは、それぞれが用いられる状況、その目的が異なる。線量限度及び線量拘束値は、計画被ばく状況、すなわち線源を直接制御できる状況において、放射線被ばくを増加させる活動を如何に管理するかを検討する際に適用されるもので、いずれも、個人が受ける被ばく線量の上限値を画するという機能を持つものである。

これに対して、参考レベルは、「これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切と判断され、またそれゆえ、このレベルに対し防護対策が計画され最適化されるべきである」とあるとおり線源を直接制御できない状況において、放射線被ばくを減少させるためにいかなる対策を探るべきかを検討する際に適用される目安としての機能を持つ。

このことからも明らかなとおり、参考レベルには、公衆被ばくの許容範囲を画する機能はまったくない。

## (2) 参考レベルは放射線被ばくを減少させる対策を探る際の優先的防護措置実施の目安にすぎないこと

前記のとおり、ICRPの定める「参考レベル」は、LNT仮説を前提として、「一定期間に受ける線量がいかなるレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施するか」という政治決断の問題である。

既に前記「第2 2 (3) ウ(ウ)」で述べたとおり、WG報告書も、「参考レベル」が政治決断の目安にすぎないと理解している。すなわち、WG報告書は、ICRPの「参考レベル」について、

「緊急時及び現存被ばく状況での防護対策の計画・実施の目安として、それぞれについて被ばく線量の範囲を示し、その中で状況に応じて適切な“参考レベル”を設定」

したことを指摘した上で、

「経済的及び社会的要因を考慮しながら、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする”最適化“の原則に基づいて措置を講じるための目安である。」

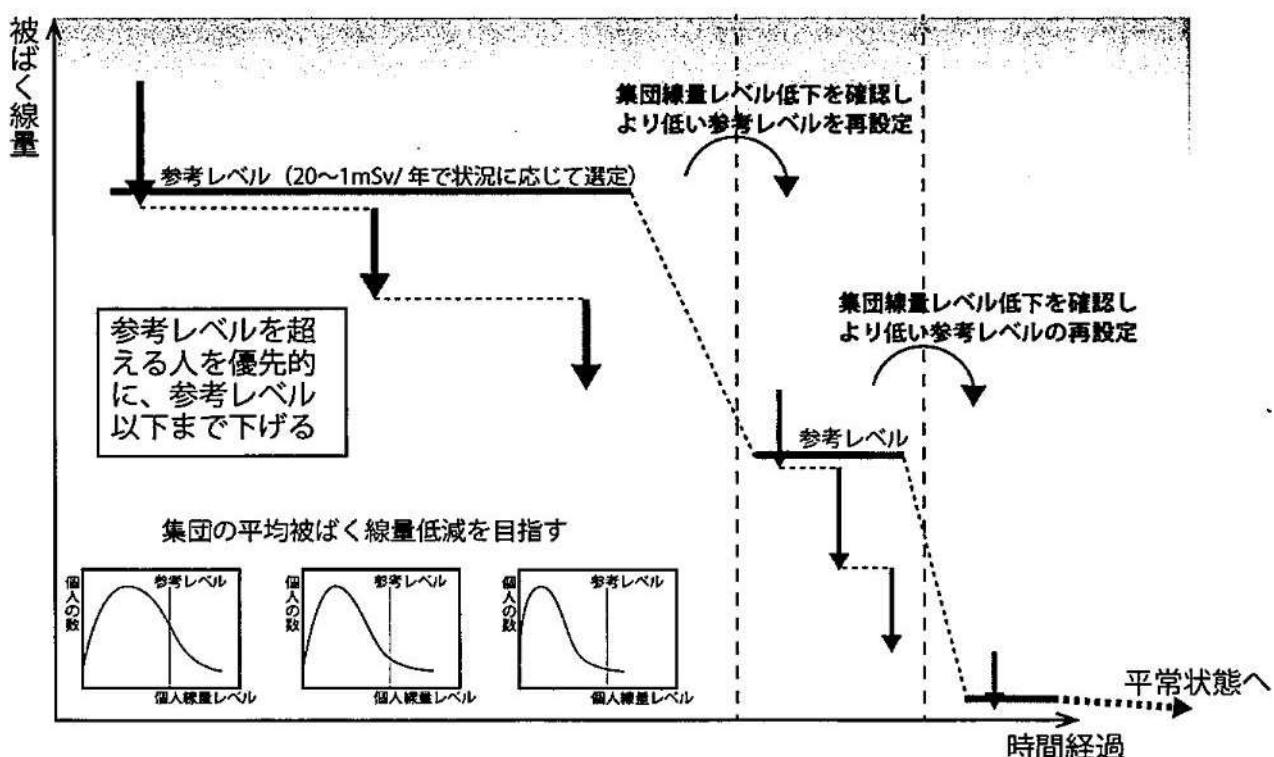
「参考レベルは、ある一定期間に受ける線量がそのレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施し、そのレベルより低い被ばく線量を目指すために利用する。また、防護措置の成果の評価の指標とするものである。」

「被ばくの“限度”を示したものではない。また“安全”と“危険”的境界を意味するものでは決してない。」

と説明しており、参考レベルと線量限度とは別問題と位置付けていることを再度指摘しておく。

### (3) 政府も「防護措置を実施するためのあくまで『目安線量』」と説明していること

また、政府のホームページでも、「防護活動では、対象となる集団のなかで、参考レベルを超える可能性のある人々の被ばくを優先的に軽減する努力をして、集団全体の平均被ばく線量を低減します」(甲E共81・放射線防護の最適化—現存被ばく状況での運用—首相官邸ホームページ2頁)と述べ、参考レベルを用いた線量低減の考え方として、下図を示している。



その上で、「値を超える人を優先的に減らす防護措置を実施するためのあくまで『目安線量』です」と述べる。すなわち、線量限度と参考レベルは同一の概念でなく、参考レベルがあくまで優先的防護措置実施の目安に過ぎな

いものであることは、政府の見解でもある。

#### (4) 「許容を認めるみたいな形で書かれてしまったというのは残念」という原子力安全監の説明について

このように、参考レベルは、一定期間に受ける線量がいかなるレベルを超えると考えられる人に対して優先的防護措置を実施するかという目安にすぎないのであって、公衆被ばく線量の上限を画する線量限度とはまったく異なる概念である。

被告東京電力は、この参考レベルの範囲で政府が措置をとれば、線量限度を超える公衆被ばくも許容されるかのごとく主張するが、原子力安全監の渡辺次長は、放射線審議会第41回基本部会議事録（甲E共82・2頁）において、

「参考レベルというのは、それ以下であればオーケーであるという許容の基準ではないということは、私どもも色々な説明をする時には、きちんと説明してきたつもりではあるが、報道では許容を認めるみたいな形で書かれてしまったというのは残念なところである」

と、参考レベルが許容基準でないと説明したと明確に述べ、にもかかわらず、参考レベルが許容水準のごとく報道されたことを残念だと表現している。

#### (5) 小括

以上のとおり、参考レベルは、緊急時被ばく・現存被ばく状況において、放射線被ばくを減少させるための優先的防護措置を実施する目安としての役割を果たすにすぎない。参考レベルは線量限度とはまったく異なる概念であり、参考レベルには、許容される公衆被ばく線量を画する機能はまったくない。

したがって、被告東京電力の主張は、失当である。

### 5 まとめ

以上のとおり、政府のとる避難指示や除染などの対策がICRP勧告における

る放射線防護原則に適合するか否かにかかわらず、線量限度を超える公衆被ばくが許容されることはない。

また、参考レベルは公衆被ばく線量限度とはまったく別の概念であり、参考レベルの範囲内で政府が何らかの防護措置をとったとしても、やはり、線量限度を超える公衆被ばくが許容されないという結論には影響しない。

被告東京電力の主張は、ICRP勧告における放射線防護を正確に論じることなく、あたかも、放射線防護原則に沿う対策を政府が講じれば、線量限度を超える被ばくも許容されるかのような考え方をICRPも認めているかのごとく結論にミスリードしようとするものであり、不当である。

公衆被ばく線量限度年間1ミリシーベルトを超える被ばくは容認できないものであり、これを超える被ばくは刑罰を用いてでも絶対に許さない、というのが国内法の規定であり、かかる被ばくを回避することは、社会通念に照らして極めて合理的で相当といえる。

#### 第4 結語

以上のとおり、ICRP2007年勧告は、政府等が介入すべき場面における参考とされる基準（参考レベル）を定めたものにすぎない。また、WG報告書が是認した年間20ミリシーベルトという数値も、同様に「参考レベル」に関するものである。したがって、事故後も、身体の安全という観点から定められた1ミリシーベルトという線量限度には変わりはない。

したがって、被告東京電力の、放射線と健康影響に関する科学的知見及び放射線防護の考え方に関する主張は、前提として「参考レベル」に関する理解に誤りがあることから、原告らの避難の相当性判断の判断材料とはなりえず、主張として失当である。

以上